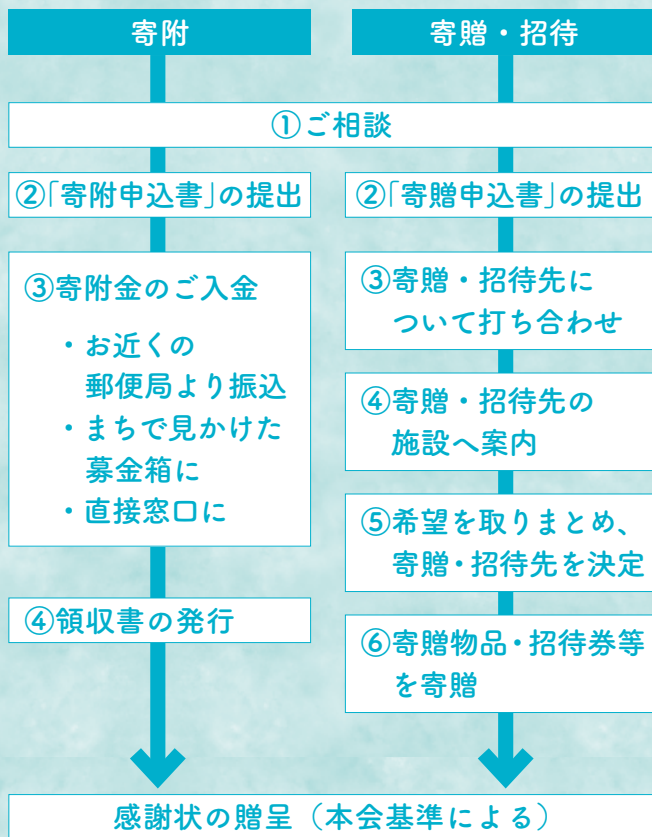


寄附・寄贈・招待
をするには
どうすればいい？



まずは、お気軽に、
お問い合わせ先までご相談ください。

(福)神奈川県社会福祉協議会 について

社会福祉協議会（社協）は、社会福祉法に規定された「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として全国・都道府県・市区町村に設置された団体です。社協では、各地域のニーズにそって、当事者・ボランティアや関係機関・団体との協働により、住民主体の福祉のまちづくりをすすめています。神奈川県社協では各種基金を活用し、障がいのある方や子ども、高齢者などすべての人々が自分らしく暮らせる地域づくりに向けた事業を行っています。



お問い合わせ

(福)神奈川県社会福祉協議会
地域福祉推進担当（かながわともしびセンター）

〒221-0835 横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2
かながわ県民センター12階

TEL 045-312-4813 FAX 045-312-6307
Email tomosibi@knsyok.jp

～社会貢献活動のススメ～

社会福祉のため 寄附活動を してみませんか



神奈川県社会福祉協議会（かながわともしびセンター）では、各種基金への寄附のほか、物品の寄贈やイベントへの招待などを受け付け、神奈川県内にある児童・高齢・障がい福祉施設等へ配分を始め、さまざまな支援を行っています。

寄附金 について

目的にあった基金へ
寄附いただくことで、適切に
活用いたします。



ともしび基金

一人ひとりの胸にともった”こころのともしび”を持ち寄り、地域を明るく温かく照らしていこうと1977年に設置され、次のようなさまざまな形で活用されています。

■ボランティア活動・地域活動支援

地域で活動しているボランティアグループ、当事者団体、地域活動団体などの活動を支援しています。

■障がいのある方の社会参加促進

障がいのある人の自立と社会参加のための支援をしています。

■セルフヘルプ活動支援

同じ悩みや問題を抱えるグループを支援しています。

かながわ交通遺児援護基金

県内在住の交通事故等で親を失った20歳未満の遺児とその世帯への継続的な援助・支援のため、1971年に設置されました。事故の見舞金、進学祝い金の支給や、夏休み親子交流会の開催、コンサートへの招待などを行っています。

かながわ子ども福祉基金

さまざまな理由で親と生活することができず、県内の児童福祉施設や里親のもとで生活している児童を支援するため、1980年に設置されました。児童の私立幼稚園、私立高校への入学や、18歳を迎えて自立する際の費用の一部を支援しています。

いずれかの方法で寄附を受け付けています

振込で

ゆうちょ銀行：00240-8-106239
口座名義：(福)神奈川県社会福祉協議会
(同封の払込取扱票をご使用の場合は、振り込み手数料がかかりません)

まちで見かけた 募金箱へ

もよりの県の機関、ともしびショップ、銭湯、スーパー

現金を窓口に

神奈川県社会福祉協議会の窓口までお持ちください。(住所は裏面)

寄贈物品・招待券 について

児童・高齢・障がい福祉施設
など、みなさまのご希望する
種別の施設へ配分します。



神奈川県社会福祉協議会は、県内の児童・高齢・障がい福祉施設など、合計約1,200あまりの施設を会員としている組織です。「児童福祉施設で生活する子どもたちをコンサートに招待したい」「障がいのある方に洋服を寄贈したい」などなど…、ご相談に応じ、さまざまな寄贈や招待について、会員施設にご案内しています。個人・企業・団体様からの心温まるご支援は、社会貢献活動として本会のホームページや機関紙にてご紹介させていただきます。



寄附金の税制上の優遇措置について

(福)神奈川県社会福祉協議会への寄付金は、「特定公益増進法人」への寄附として税制上の優遇措置が認められています。【個人の寄附】と【法人の寄附】で異なりますので、詳しくは問い合わせ先まで、ご相談ください。

